

3. 医療費の助成(給付)について

4) 自立支援医療(精神通院医療)

精神に疾患があり、通院治療している方に対して、医療費が助成されます。

原則医療費の1割が自己負担となります、所得に応じて1ヶ月あたりの上限額が定められています。

診察料・薬代が対象となります、処方された薬のうち、風邪薬や吐き気止めなどの胃薬など、直接精神病を治療するもの以外の薬は対象外となります。

《対象》

精神科領域の病気にかかっていて、精神科、神経科もしくは心療内科などの医療機関に定期的に通院している方(入院治療されている方は、対象外となります。)

(注)精神病、知的障害、精神病質、神経症のうち、心因精神病もしくは精神病質のうちに属するものを含みます。

(所得により、一部給付対象外の場合があります。)

《手続き》

事前に担当へ確認して下さい。

《必要なもの》

申請書、医師の診断書、健康保険証の写し、課税証明書

【担当】洞爺湖町栄町 63 番地 1

健康福祉センター「さわやか」内

健康福祉課 福祉支援係 電話 76-4006